

貸付プロポーザル募集要領等に関する質問に対する回答書

No	質問年月日 (回答年月日)	質問	回答
1	R8.6.18 (R8.6.18)	■募集要領 3 ページ 7(1)ア ⑤「直近の財務諸表」 ○直近の財務諸表（B/S・P/L）の代用書類について 弊社は設立間もない新設法人のため、最初の決算期を終えておらず、一期分の財務諸表が確定しておりません。この場合、財務諸表の代わりとして「創業時の開始貸借対照表」や「設立趣意書・事業計画書等」を提出することで、財務状況の確認に代えていただくことは可能でしょうか。あるいは、他に必要となる資料があればご教示ください。	設立後間もなく、最初の決算期を迎えていない法人については、募集要領 7(1)ア ⑤に規定する「直近の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）」に代えて、次の書類を提出してください。 ・法人設立時の開始貸借対照表 ・事業計画書 ・資金計画書（収支計画書） ・その他、事業の継続性及び財務状況を確認できる資料 なお、法人設立前に個人事業主として事業を営んでいた場合は、参考資料として次の書類を提出することができます。 ・確定申告書（直近分） ・青色申告決算書又は収支内訳書 ・貸借対照表及び損益計算書（作成している場合） ・事業実績を確認できる資料 また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
2	R8.6.18 (R8.6.18)	■募集要領 3 ページ 7(1)ア ⑥「大仙市の納税証明書」 弊社は設立後間もないため、現時点において大仙市への納税実績（申告時期未到来）がなく、納税証明書の発行を受けることができません。参加資格要件（5）「市税等の滞納がないこと」を証明するにあたり、納税証明書の代替として「法人設立届の控え」の提出や、「課税対象期間外であることの申立書」等の提出で受付可能でしょうか。そのほか代替書類があればお知らせください。	設立後間もなく、申告期限未到来の法人については、次の書類を提出してください。 ・法人設立届出書の写し ・納税証明書（滞納なし）※大仙市役所債権管理課・各支所市民サービス課交付